



iGAAP in Focus

2023年6月

財務報告

- 注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
 - この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、IFRS 第9号減損要求事項の適用後レビューについて意見を募集する

目次

背景

回答者への質問

コメント期間および次のステップ

さらなる情報

詳細については、次の Web サイト を参照してください。

www.iasplus.com www.deloitte.com www.deloitte.com/jp/ifrs 本 iGAAP in Focus は、2023 年 5 月に国際会計基準審議会(IASB)によって公表された情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー - 減損」について解説するものである。

- IASB は、IFRS 第9号「金融商品」における減損の要求事項の適用後レビューに関する利害関係者のフィードバックの募集を開始した。
- 特に、IASB は、IFRS 第 9 号の減損の要求事項の次の分野について質問している。
- 減損
- 予想信用損失を認識する一般的なアプローチ
- 信用リスクの著しい増大の判断
- 予想信用損失の測定
- 営業債権、契約資産およびリース債権についての単純化したアプローチ
- 購入または組成した信用減損金融資産
- IFRS 第 9 号の減損の要求事項と他の要求事項の適用
- 経過措置
- 信用リスクの開示
- その他の事項
- •RFI は 2023 年 9 月 27 日までコメントを募集している

背景

IFRS 第 9 号「金融商品」2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」を置き換えた。IFRS 第 9 号は、金融商品会計に以下の主な改善をもたらした。

- 企業の事業モデルおよび資産のキャッシュ・フロー特性を反映した金融資産の分類および測定の要求事項
- 貸倒損失をより適時に認識する予想信用損失モデル
- リスク管理の経済実態とその会計処理の間をより良く関連づけるヘッジ会計モデル

2021 年 9 月、IASB は、分類および測定の要求事項から開始することにより、IFRS 第 9 号の適用後レビュー(PIR)を開始した。PIR の第 2 段階として、IASB は現在、IFRS 第 9 号の減損の要求事項に関するフィードバックを求めている。ヘッジ会計の要求事項に関する PIR は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用の影響についてより多くの情報が利用可能になったときに行われる。

回答者への質問

減損

IFRS 第 9 号を開発するにあたり、IASB は、予想信用損失を反映する将来予測的な減損モデル、「予想信用損失」(ECL)モデルを導入した。ECL モデルは原則ベースのモデルであり、IAS 第 39 号で要求されるよりも適時に信用損失を認識することを企業に要求するように設計されている。このモデルでは、信用損失を認識するための閾値が削除され、信用損失が認識される前に信用事象が発生する必要がなくなった。したがって、予想および更新された信用損失は、金融商品の存続期間を通じて認識され、減損会計の対象となる IFRS 第 9 号の範囲に含まれるすべての金融商品に同じ減損モデルが適用される。

見解

利害関係者は ECL モデルの導入に概ね同意しているが、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の信用リスクの開示要求、および特定の要求事項に対する識別された適用の問題を含め、減損の要求事項の適用には不統一が見られる。

RFI は、IFRS 第 9 号の減損要求の事項が IAS 第 39 号と比較して信用損失をより適時に認識する結果になるかどうか、および金融商品の複数の減損モデルを持つことによって生じる複雑性に対処しているかどうかを回答者に質問している。IASB はまた、IFRS 第 9 号の減損の要求事項が、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に対する信用リスクの影響について、財務諸表の利用者に有用な情報を企業が提供することにつながるかどうかについての意見を求めている。

ECLを認識する一般的なアプローチ

ECL モデルは、ECL の当初の見積りの影響と予想損失のその後の変動を区別する。これは、当初認識以降の信用リスクの増大に基づいて、企業に次の認識を要求することにより、その区別を行っている。

- 金融商品の存続期間を通じた、少なくとも 12 か月の ECL に等しい金額の損失引当金
- 当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合の全期間の ECL

RFI は、ECL を認識する一般的なアプローチについて根本的な問題(致命的な欠陥)があるかどうかを質問している。RFI は、この一般的なアプローチが、企業が信用リスクの変動およびその結果生じる経済的損失に関する有用な情報を提供するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明することを、回答者に求めている。

IASB はまた、一般的なアプローチの適用、その適用の監査および執行に係るコストについても意見を求めている。特に、IASB は、これらのコストが予想よりも著しく大きいかどうか、または利用者への便益が予想よりも著しく小さいかどうかを知りたいと考えている。特定の金融商品に当てはまる場合、回答者は当該金融商品のコスト便益の評価を説明することが求められる。

信用リスクの著しい増大の判断

IFRS 第9号は、信用リスクが当初認識以降著しく増大しているすべての金融商品について全期間の ECL を認識することを要求している。IFRS 第9号は、「明確な境界線(bright line)」を生み出す可能性のある規範的なルールではなく、信用リスクの著しい増大を評価するために原則ベースのアプローチを使用している。IFRS 第9号は、信用リスクの変動を評価するための具体的または機械的なアプローチを規定していない。

見解

利害関係者は IASB に対し、以下の点において一貫性の欠如が見られると説明した。

- 企業が、何を信用リスクの著しい増加とみなすか
- 信用リスクの変動に対する集合的な評価と個別の評価の使用
- ◆企業が、「債務不履行」をどのように定義するか

RFI は、信用リスクの著しい増大の評価について、根本的な問題があるかどうかを質問している。特に、RFI は、信用リスクの著しい増大を評価する原則ベースのアプローチが、当初認識以降信用リスクが著しく増大したすべての金融商品の全期間の ECL を認識するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明することを回答者に求めている。

IASB はまた、信用リスクの著しい増大の評価が、IFRS 第 9 号の減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品に一貫して適用できるかどうかについての 見解を求めている。特定の金融商品または事実パターンに適用の不統一が存在する場合、RFI は回答者に、その不統一がどのぐらい一般的であるかについての 裏付けとなる証拠を説明および提供し、その原因を説明するよう求めている。回答者はまた、当該不統一が、企業の財務諸表に、および財務諸表の利用者に とって結果として得られる情報の有用性にどのように影響するかを説明しなければならない。回答者が評価の適用における不統一を識別している場合、当該不統一を解決するための提案を提供することが求められる。

これらの質問に回答するにあたり、回答者は、信用リスクの著しい増大を判定する際に判断を適用することに関する情報を含めることが求められる。

ECL の測定

IFRS 第9号は、ECLの測定に以下を反映することを要求している。

- 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- 貨幣の時間価値
- 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

見解

利害関係者は、ECL の測定に関して次の領域を強調している。

- 将来予測シナリオ―ECL を測定する場合、企業は必ずしもすべての考え得るシナリオを識別する必要はない。しかし、企業は、たとえ信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映する。利害関係者は、IASB に対し、企業が識別するシナリオの数、考慮する変数、および特定のシナリオについてのウェイト付けの不統一が見られると説明した。
- モデル適用後の調整またはマネジメント・オーバーレイ―利害関係者は IASB に対し、近年における経済の不確実性の高まり、特に過去の情報が必ずしも将来の経済見通しを代表していない経済状況が、モデル適用後の調整(post-model adjustment)またはマネジメント・オーバーレイの使用の増加を引き起こしたと説明している。
- オフバランス・シート・エクスポージャー—IFRS 第 9 号を適用する際、一般に、ECL を測定する最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(延長オプションを含む)であり、より長い期間ではない。例外は、引出済部分と未引出部分の両方を含む特定の金融商品に適用される。それにもかかわらず、利害関係者は、リボルビング信用枠のような金融商品について考慮する最長の期間を決定すること、および特定の金融商品が例外に適格であるかどうかを評価することが困難であると報告した。

RFI は、ECL を測定するための要求事項について根本的な問題があるかどうかを質問している。特に、RFI は、ECL の測定の要求事項が、財務諸表の利用者に企業の将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関する有用な情報を提供するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明するよう回答者に求めている。

iGAAP in Focus | 財務報告 | IASB、IFRS 第 9 号減損要求事項の適用後レビューについて意見を募集する

IASB はまた、IFRS 第9号の減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品に測定の要求事項を一貫して適用できるかどうかについての見解も求めている。特定の金融商品または事実パターンに適用の不統一が存在する場合、RFI は回答者に、その不統一がどのぐらい一般的であるのかについての裏付けとなる証拠を説明および提供し、その原因を説明するよう求めている。回答者はまた、当該不統一が、企業の財務諸表に、および財務諸表の利用者にとって結果として得られる情報の有用性にどのように影響するかを説明しなければならない。回答者が要求事項の適用における不統一を識別している場合、当該不統一を解決するための提案を提供することが求められる。

これらの質問に回答するにあたり、回答者は、関連性がある場合、将来予測シナリオ、モデル適用後の調整またはマネジメント・オーバーレイ、およびオフバランス・シートのエクスポージャーに関する情報を含めることが求められる。

営業債権、契約資産およびリース債権についての単純化したアプローチ

単純化したアプローチは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じる営業債権および契約資産、および IFRS 第 16 号「リース」の範囲に含まれる取引から生じるリース債権に適用される。単純化したアプローチにより、12 か月の ECL を計算すること、およびこれらの資産の信用リスクの増大を追跡する必要がなくなる。

金融要素を含んでいない営業債権および契約資産の場合、単純化したアプローチは、企業は全期間の予想損失引当金を認識することを要求する。他の営業資産、他の契約資産、オペレーティング・リース債権およびファイナンス・リース債権については、資産の種類ごとに区別して適用できる会計方針の選択である(ただし、その種類の資産すべてに適用される)。RFI は、単純化したアプローチについて根本的な問題があるかどうかを質問している。特に、RFI は、単純化したアプローチが、IFRS 第 9 号の減損の要求事項を営業債権、契約資産およびリース債権に適用する際のコストおよび複雑性を軽減するという IASB の目的を達成しているかどうかを質問している。

IASB はまた、単純化したアプローチの適用、その適用の監査および執行に係るコストが予想よりも著しく大きいかどうか、または利用者への便益が予想よりも著しく小さいかどうかについての見解を求めている。その場合、回答者はコスト便益の評価を説明することが求められる。

購入または組成した信用減損金融資産

IFRS 第 9 号には、IAS 第 39 号から実質的に繰り越された、購入または組成した信用減損金融資産の ECL および金利収益を認識および測定するための特定のアプローチが含まれている。購入または組成した信用減損金融資産について、企業は次のことが要求される。

- 見積キャッシュ・フローについての当初 ECL を考慮して計算した信用調整後の実効金利を、当初認識から当該資産の償却原価に適用する。
- 当初認識以降の全期間 ECL の変動累計額を、損失引当金として認識する。
- 全期間 ECL の変動額を、純損益計算書において減損利得または損失として認識する。

RFI は、購入または組成した信用減損金融資産に関する IFRS 第 9 号の要求事項を一貫して適用できるかどうか、およびそれらが当該取引の基礎にある経済的実態を忠実に反映する会計上の結果につながるかどうかを質問している。

これらの要求事項について特定の適用に関する質問がある場合、回答者は、事実パターンを説明し、IFRS 第9号要求事項がどのように適用されるか、要求事項を適用した場合の影響、および事実パターンがどの程度一般的であるかどうかを説明することが求められる。

IFRS 第9号の減損の要求事項と他の要求事項の適用

IFRS 第9号の減損の要求事項は、IFRS 第9号および他のIFRS 会計基準の他の多くの要求事項と交差している。

見解

利害関係者は IASB に対し、減損の要求事項を他の要求事項と合わせて適用する場合、要求事項が十分に明確でない場合があることを説明した。

- 金融資産の条件変更—企業は、条件変更によって認識が中止されない場合、金融資産の総額での帳簿価額を調整し、純損益計算書において条件変更利得または損失を認識することが要求される。IASB は、金融資産の条件変更に関する要求事項と ECL との間の境界線に関する適用上の質問 (金融資産にこれらの要求事項が適用される順序に関する質問を含む) を、以前に認識していた。
- 金融資産の直接償却―IFRS 第9号は、企業がある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合、当該金融資産の総額での帳簿価額を直接減額することを企業に要求している。このような直接償却は認識の中止の事象を構成するため、企業は、直接償却損失を認識することが要求される。しかし、利害関係者は、IFRS 第9号は直接償却損失の表示に関する要求事項を提供していないため、企業が純損益計算書において当該損失をどのように表示するかについて不統一をもたらしていると発言した。

- 営業債権、契約資産およびリース債権に対する ECL の認識—利害関係者は、IASB に対し、当該取引に減損の要求事項をどのように適用するかについて、次を含む具体的な質問があることを通知した。
- 財政状態が悪化した顧客からより低い対価を受け入れる企業は、対価の減少を、IFRS 第 15 号を適用する契約変更または IFRS 第 9 号を適用する ECL のいずれとして会計処理しなければならないか。
- 貸手は、IFRS 第 9 号に従って ECL を測定する目的で、IFRS 第 16 号を適用するファイナンス・リ−スの基礎となる資産の無保証残存価値を除外しなければならないか。

RFI は、IFRS 第 9 号の減損要求事項を IFRS 第 9 号の他の要求事項または他の IFRS 会計基準の要求事項を、どのように合わせて適用するかが明確であるかどうかを質問している。どのように減損の要求事項を他の要求事項と一緒に適用するかについて具体的な質問がある場合、回答者は、あいまいさの原因およびそのあいまいさが企業の財務諸表に、および財務諸表の利用者にとって結果として得られる情報の有用性にどのように影響するかを説明することが求められる。回答者は、事実パターンを説明し、コメントに関連する IFRS 第 9 号または他の IFRS 会計基準の要求事項を示すことが求められる。回答者は、当該要求事項を適用する影響、および事実パターンがどの程度一般的であるかについても説明しなければならない。

経過措置

IFRS 第9号の適用開始時に、企業は減損要求事項を遡及的に適用することが要求された。しかし、当初の信用リスク・データの不足および事後的判断の使用のような、遡及的な適用から生じる可能性のある潜在的な課題を軽減するために、移行上の救済措置が利用可能であった。例えば、企業は次の処理が認められる。

- 当初認識以降信用リスクが著しく増大したかどうかを判定するために、実務上の便法および反証可能な推定を適用する。
- 当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかを判定することに過大なコストまたは労力が必要となる場合には、認識の中止までの各報告日現在の全期間 ECL を認識する。

IFRS 第 9 号は、修正再表示した比較情報の表示を要求しなかった。代わりに、企業は IFRS 第 9 号への移行による金融商品の減損への影響を開示することが要求される。

RFI は、経過措置の適用、その適用の監査および執行に係るコストが予想よりも著しく大きかったかどうか、または利用者の便益が予想よりも著しく小さかったかどうかを質問している。回答者は、比較情報の修正再表示からの救済と移行開示の要求事項の組み合わせが、財務諸表の作成者のコスト削減と財務諸表の利用者への有用な情報の提供との間の適切なバランスを達成したかどうかを説明することが求められる。IASB はまた、財務諸表の作成者が減損の要求事項を遡及的に適用することに直面した予期せぬ影響または課題について、それらの課題をどのように克服したかを含め、説明することを回答者に求めている。

信用リスクの開示

IFRS 第7号は、信用リスクに関する目的ベースの開示要求を提供し、財務諸表の利用者が理解することを支援する3つの開示目的を識別している。

- 企業の信用リスク管理実務、およびそれが ECL の認識および測定にどのように関連しているか(企業が使用する方法、仮定および情報を含む)
- ECL から生じる財務諸表上の金額(ECL の金額の変動および当該変動の理由を含む)
- 企業の信用リスク・エクスポージャー(すなわち、企業の金融資産および与信を行うコミットメントに固有の信用リスク)(信用リスクの著しい集中を含む)

見解

利害関係者は、IASBに、信用リスクに関して異なる企業によって開示された情報の種類および粒度、特に以下に関する開示に一貫性がないと説明した。

- •信用リスクの著しい増大の判定
- モデル適用後の調整またはマネジメント・オーバーレイ
- ECL の期首残高から期末残高への調整表
- 感応度分析

財務諸表の利用者は、この一貫性の欠如は、異なる企業間の比較可能性を著しく損ない、信用リスク分析の質に影響を与えると発言した。

iGAAP in Focus | 財務報告 | IASB、IFRS 第 9 号減損要求事項の適用後レビューについて意見を募集する

RFI は、信用リスクに関する IFRS 第 7 号の開示要求について根本的な問題があるかどうかを質問している。特に、開示目的と信用リスクについての最低限の開示要求の組み合わせが、財務諸表利用者が受け取る以下についての適切なバランスを達成するかどうかを説明することが求められる。

- 比較可能性のある情報—すなわち、企業が晒されているリスクについて利用者が比較可能性のある情報を受け取るように、すべての企業に同じ要求事項が適用される。
- ●目的適合性のある情報 すなわち、提供される開示は、企業による金融商品の利用の程度および関連するリスクを引き受ける程度によって異なる。

適切なバランスが達成されていない場合、回答者は、開示要求の中核的な目的または原則の明確さおよび適合性について致命的な欠陥であると考えるものを 説明することが求められる。

RFI はまた、これらの開示要求の適用、その適用の監査および執行に係るコストが予想よりも著しく大きいかどうか、または利用者への便益が予想よりも著しく小さいかどうかを質問している。

回答者の見解において、特定の信用リスクの開示を提供するための継続的なコストが予想よりも著しく大きい場合、または財務諸表の利用者が得られる情報の便益が予想よりも著しく小さい場合、回答者は、それらの開示に対するコスト便益の評価を説明し、識別した問題を解決するための提案を提供することが求められる。

回答者の見解において、IASB が信用リスクに関する特定の開示要求を追加すべきである場合、回答者は、当該要求事項を説明し、財務諸表の利用者に有用な情報をどのように提供するかを説明することが求められる。

回答者はまた、企業の信用リスク開示がデジタル報告と両立するかどうか、特に財務諸表の利用者が信用リスク情報をデジタルで効果的に抽出、比較および 分析できるかどうかを説明することも求められる。

その他の事項

RFI は、回答者が IFRS 第 9 号の減損の要求事項の PIR の一部として IASB が検討すべきと考える事項が他にあるかどうかを質問している。ある場合、回答者はそれらの問題が何であるか、そしてなぜそれらを検討しなければならないのかを質問される。

RFI はまた、IASB が将来 IFRS 会計基準を開発する際に検討する可能性のある IFRS 第 9 号の減損の要求事項の理解可能性およびアクセシビリティについて、回答者が何らかのフィードバックを有しているかどうかを質問している。

コメント期間および次のステップ

RFI は、2023 年 9 月 27 日までコメントを募集している。

コメント期間終了後、IASB は、公開協議からのコメントを、追加の分析および他の協議活動から収集した情報とともに検討する。その後、IASB は、その調査結果を要約した報告書およびフィードバック・ステートメントを公表し、もしあれば、次のステップを公表する。次のステップには、教育的資料の提供または基準設定の可能性の検討が含まれる可能性がある。

さらなる情報

RFIについてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール (DART) は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

iGAAP on DART では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の <u>sustainability reporting</u> は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、ここをクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、ここをクリックしてください。

Deloitte。 トーマツ.

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドパイザリー合同会社、デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドパイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証 有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、 アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンパーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。